



「こだわり個人年金(外貨建)」をご契約のお客さまは、
「メディカルリリーフ(プラス)」をご利用いただけます。

メディカルソムリエ

●セカンドオピニオンサービス

被保険者ご本人が、日本を代表する各専門分野の医師(総合相談医)との面談や電話を通じ、今後の治療方針、方法についての意見(セカンドオピニオン)を聞いたり、総合相談医の判断により、優秀専門臨床医が紹介されるサービスです。

※電話でのセカンドオピニオンでは、優秀専門臨床医の紹介はありません。

●受診手配・紹介サービス

主治医のもとでは対応できない治療法や手術方法が必要など、主治医が判断したケースで手配・紹介先の医療機関にその専門分野の医師が在籍し、治療可能な場合に受診の手配や紹介をいたします。

メディカルほっとコール24

医師・看護師などの相談スタッフが、年中無休・24時間常勤体制で、健康・医療・介護・育児・メンタルヘルスなどに関するご相談を電話でお受けします。被保険者ご本人はもちろん、ご家族に関する相談も承ります。

- 「メディカルリリーフ(プラス)」は、マニユライフ生命の業務提携先であるティーベック株式会社が提供します。なお、サービス内容は予告なく変更・中止する場合があります。
 - サービス利用の結果について、マニユライフ生命は責任を負いかねます。
 - ご利用に際してティーベック株式会社が取得した個人情報、利用対象者確認の目的において、マニユライフ生命に提供することがありますが、サービス提供以外の目的で使用されることはありません。また、ご本人の同意なく個人情報提供を第三者に提供することはありません。
 - ご利用者の状況または相談内容により、相談の制限・停止をさせていただく場合があります。
 - 受診手配・紹介サービスは、ティーベック株式会社が適当と判断した場合に限り、指定する医療機関への手配・紹介するもので、希望すれば受けられるものではありません。
 - ご利用の際の諸条件などがありますので、ご不明な点はお問い合わせください。
- ※「メディカルリリーフ(プラス)」のくわしい内容については、契約後、保険証券に同封されるチラシをご覧ください。



動画で「こだわり個人年金(外貨建)」の内容をご覧ください。
スマートフォン、携帯電話、タブレットなどで右のQRコードを読み取り、
動画掲載ページにアクセスしてください。※一部の携帯電話では再生できない場合があります。
マニユライフ生命のホームページからご覧いただくこともできます。



〔金融機関を募集代理店とする場合のお客さまへのご説明事項〕

- この保険にご契約いただくか否かが、取扱金融機関におけるお客さまの他のお取引に影響を及ぼすことは一切ありません。
- この保険はマニユライフ生命を引受保険会社とする生命保険です。このため、預金とは異なり、元本保証はありません。また、預金保険制度の対象ではありません。
- 法令にもとづき、お客さまの「お勤め先」や「取扱金融機関への事業のための融資お申し込み状況」により、取扱金融機関でお申し込みいただけない場合があります。

- ご契約の検討・お申し込みに際しての重要な事項は、「契約締結前交付書面(契約概要／注意喚起情報)」に記載しています。ご契約前に十分にお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みください。ご契約についての大切な事項、必要な保険の知識などについては、「ご契約のしおり／約款」にてご確認ください。具体的な数値などについては「設計書」をご覧ください。
- マニユライフ生命の担当者・募集代理店(生命保険募集人)は、お客さまとマニユライフ生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約はお客さまからの保険契約のお申し込みに対してマニユライフ生命が承諾したときに有効に成立します。なお、お客さまが生命保険募集人の権限などに関して確認を希望される際には、ご遠慮なく下記のマニユライフ生命コールセンターまでご連絡ください。

〔引受保険会社〕

マニユライフ生命保険株式会社

本社：〒163-1430 東京都新宿区西新宿三丁目20番2号
東京オペラシティタワー30階

ホームページ：www.manulife.co.jp

マニユライフ生命コールセンター ☎ 0120-063-730
受付時間 9:00～17:00 (土日祝・12/31～1/3は除く)

〔募集代理店〕

Manulife
マニユライフ生命

マニユライフ生命の無配当個人年金保険

こだわり個人年金

外 貨 建

あなたの未来設計を
お手伝い

Kodawari Series

無配当外貨建個人年金保険(積立利率変動型)

商品パンフレット

2018年4月



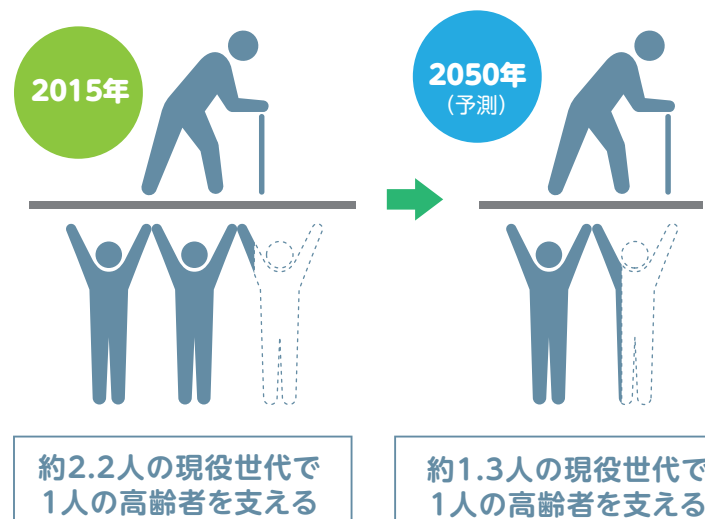
将来の生活を考えたとき いまの準備だけで安心でしょうか？

将来、ご自身の年金などだけで、ゆとりある生活を送ることができるのか、不安を感じたことはありませんか？

もし、いまの準備だけでは不十分とお考えになるのであれば、自助努力で資産を築いていくことも大切です。

将来の資産作りを考えると、円で築く資産のほかに、海外の通貨や金利を活用した資産形成もご検討されてはいかがでしょうか。

日本の「少子高齢化」の進行



[出典]国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」(2017年4月推計)を元に、現役世代:15～64歳、高齢者:65歳以上としてマニユライフ生命が作成(小数第2位を切り捨て)。

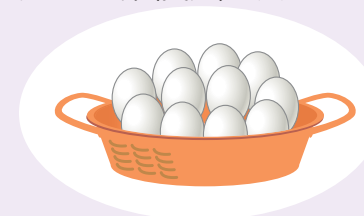
資産を築くうえで「外貨の活用」は、選択肢のひとつとなります。

資産の一部を外貨建でもつことで、
資産が分散され、リスクの軽減につながります。

資産分散について

「ひとつのカゴにすべての卵を盛るな」。昔からよくいわれる資産運用の格言です。資産をいくつかに分けて運用することで、リスクが分散され、資産全体の価値が安定する効果が期待できます。

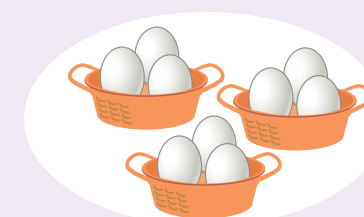
ひとつのカゴ(投資先)に
すべての卵(資産)を入れておくと



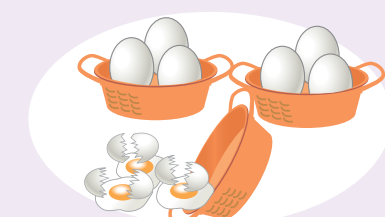
そのカゴ(投資先)に何かあると
すべての卵(資産)が壊れてしまう。



複数のカゴ(投資先)に
分けて入れておくと



リスクを分散することができる。



外貨で資産を築くことができる個人年金保険、
それが、マニユライフ生命の

マニユライフ生命の無配当個人年金保険

こだわり個人年金 です。

外貨建

「外貨」を活用して、「安定」「柔軟」な資産づくりをめざす個人年金保険です。

- 毎月お払い込みいただく保険料円払込額*を、所定の為替レートでご契約時に選択した通貨（契約通貨）に換算した金額を保険料とします。
- 契約通貨に応じた積立利率で、年金支払開始日前まで毎月積立利率を更改しながら積み立てます。
- 年金支払開始日以後に毎年一定額の年金をお支払いします。

*毎月、円でお払い込みいただく保険料相当額のことをいいます。

こだわり①

外貨

積立金は外貨で運用。
海外の金利を活用した
運用成果が期待できます。



➡くわしくはp.5

こだわり②

安定

積立利率を 毎月更改。
金利の変動 に対応して
積立利率も ゆるやかに連動します。



➡くわしくはp.7

こだわり③

柔軟

ご契約後も柔軟に対応。
相場や家計の状況に合わせて
ご契約内容を変更できます。



➡くわしくはp.11

point



お払い込みは一定額の「円」で月々1万円から
毎月の円でのお払込額が増減することはありません。

➡くわしくはp.5

point



個人年金保険料控除の対象

「個人年金保険料税制適格特約」を付加した場合、
お払い込みいただいた保険料が「個人年金保険料
控除」の対象となります。

➡くわしくはp.18

point

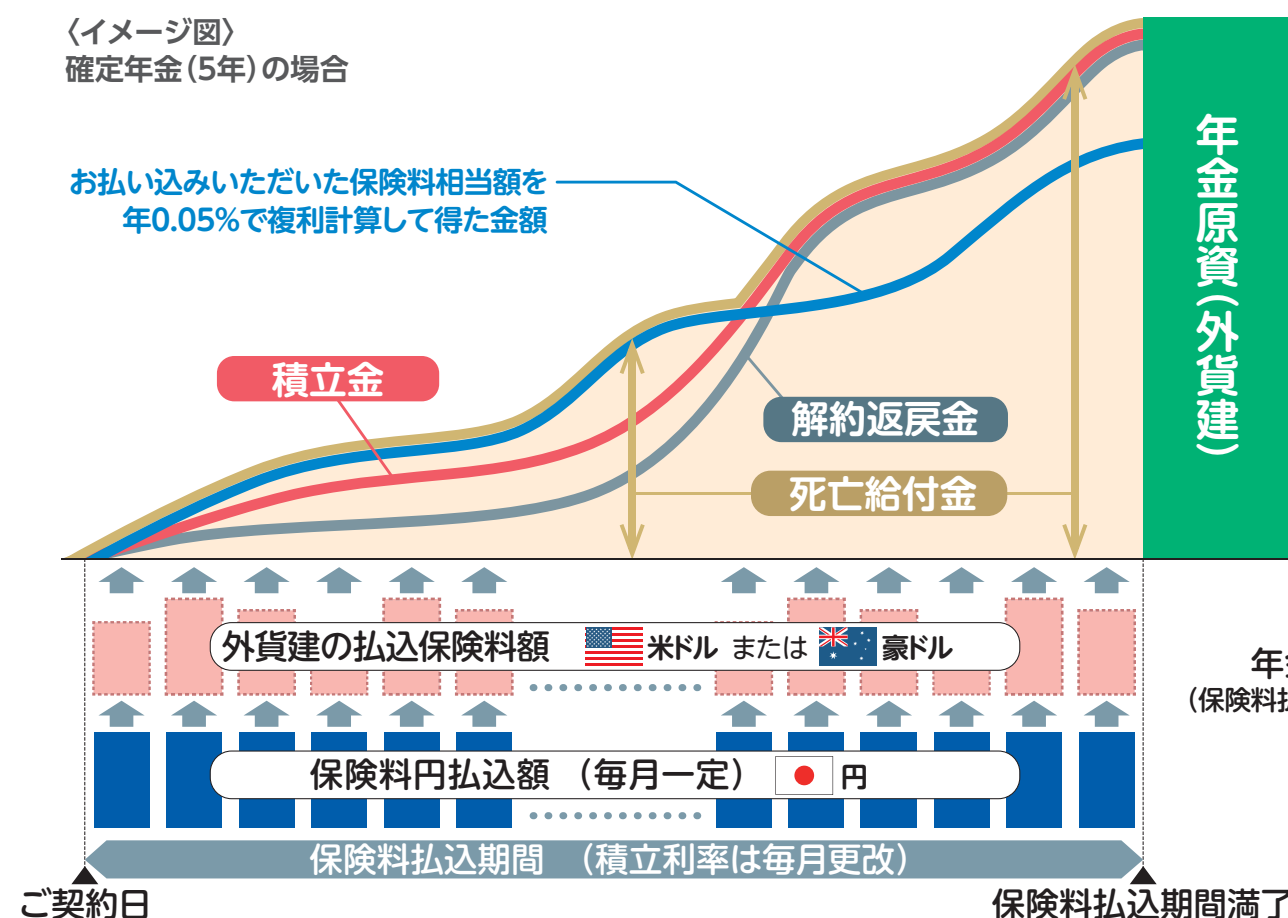


お申し込みは告知不要

告知なしでお申し込みいただけます。

〈イメージ図〉
確定年金（5年）の場合

お払い込みいただいた保険料相当額を
年0.05%で複利計算して得た金額



年金原資（外貨建）

年金種類・受取方法が選べます。

- 年金の種類は、「確定年金（5年または10年）」または「保証期間付終身年金（保証期間10年）」からお選びいただけます。
- 年金の受取方法は、4種類からお選びいただけます。

➡くわしくはp.13



年金支払期間

年金支払開始日
（保険料払込期間満了日の翌日）

※図は保険料円払込額の減額・払込停止、解約などがなかった場合のイメージです。将来の年金額・解約返戻金額などを保証するものではありません。



ご注意

この保険にはリスクがあります

この保険は外貨で運用するため為替相場の変動による影響を受けます。したがって、お支払い時点の為替相場で円換算した年金の支払総額や死亡給付金額などが、お払い込みいただいた保険料円払込額の総額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。為替相場の変動に伴うリスクは、契約者または受取人が負います。なお、為替相場の変動がなかった場合でも、為替手数料分のご負担が生じます。



ご注意

契約当初の積立金について

この保険は、契約当初、払込保険料から保険関係費が大きく控除され、積み立てられます。したがって、契約当初、積立金額は払込保険料累計額に対して減少しています。保険関係費は、契約時に契約年齢や性別などによって控除率が計算されます。

※保険関係費は、契約年齢・性別などによって異なるため、一律には記載できません。

➡保険関係費についてはp.14

積立金は外貨で運用。海外の金利を活用した運用成果が期待できます。

ご契約時に契約通貨を「米ドル」または「豪ドル」のいずれかからお選びいただきます。

- 「こだわり個人年金(外貨建)」にかかる積立金の運用や年金・死亡給付金などのお支払いなどは、契約通貨で行ないます。
契約通貨は、米ドルまたは豪ドルのいずれかとなります。
※ご契約後に契約通貨を変更することはできません。

〈契約通貨〉



または



- 契約通貨で「米ドル」をお選びいただいた場合はアメリカの市場金利、「豪ドル」をお選びいただいた場合はオーストラリアの市場金利を指標として、マニライフ生命が設定する「基準積立利率*」に基づいて積立利率が設定され積立金を運用します。
*基準積立利率は、契約通貨に対応する指標金利のマニライフ生命の定める期間における平均値に-1.0%から1.5%を増減させた範囲内でマニライフ生命が定めた利率となります。

参照 積立利率についてはp.7~8をご覧ください。

保険料の払込通貨は「円」です。
一定額(月々1万円から)を毎月お払い込みいただきます。

- 「こだわり個人年金(外貨建)」の契約通貨は外貨となりますが、保険料の払込通貨は「円」です。
お客さまは毎月コツコツ一定額の保険料相当額(最低1万円)を「円」でお払い込みいただきます。
※保険料払込期間中、長期間、お払い込みを継続し、時間をかけて積み立てることを前提に保険料円払込額の設定をご確認ください。
- お払い込みいただいた保険料円払込額は、お払い込みの際に適用される換算基準日の為替レートで契約通貨建の保険料(外貨)に換算します。
- 月々一定額の「円」で払い込み、毎月為替レートで外貨に換算するしくみにより、「ドルコスト平均法」の効果が期待できます。

参照 契約通貨に換算する際の為替レートは、マニライフ生命が定めます。
くわしくは、p.14をご覧ください。

参照 「ドルコスト平均法」については次ページをご覧ください。

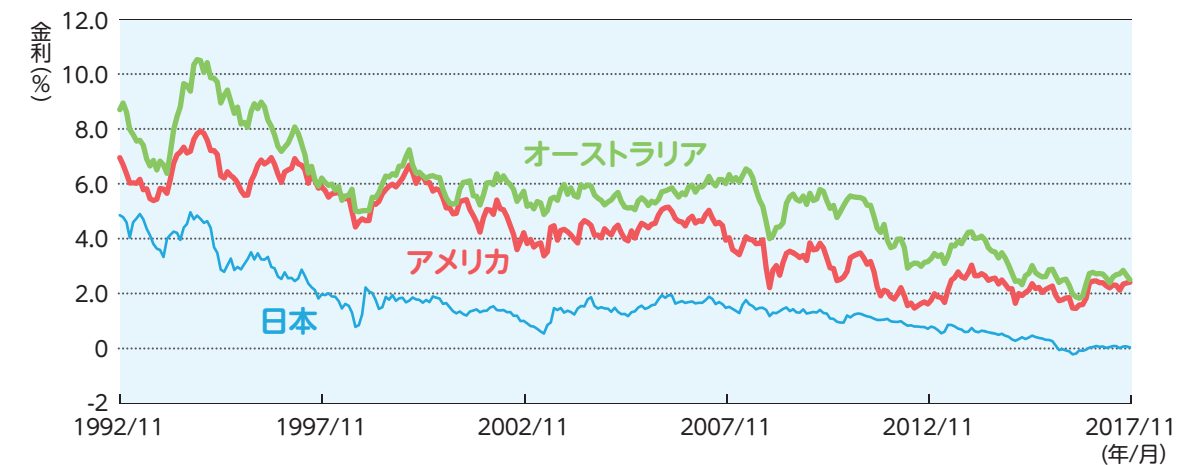
参考：過去の長期金利の推移について



資産を築いていくうえで「金利」は重要な要素のひとつです。アメリカやオーストラリアは、日本と比較して相対的に高水準で推移してきました。

日本・アメリカ・オーストラリアの長期金利推移

※将来の各国の金利を保証・予測するものではありません。

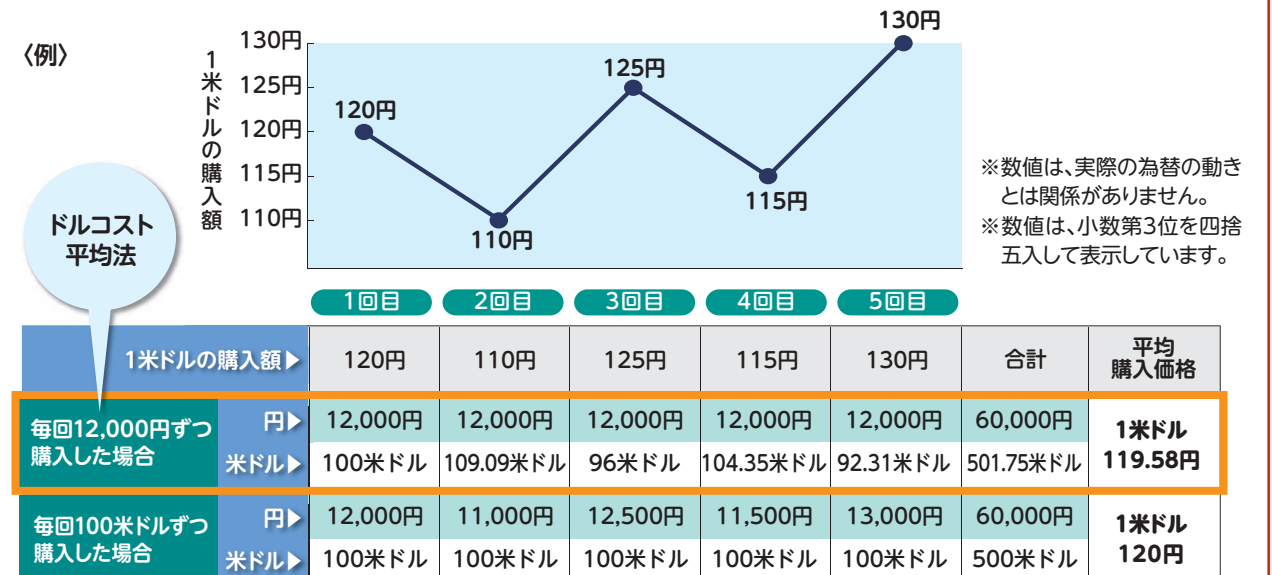


[出典]Bloombergの1992年11月～2017年11月のデータを基にマニライフ生命が作成

Column ドルコスト平均法について

為替レートは、為替相場の変動に応じて常に变化しており、それが外貨建商品を購入する際のリスクのひとつとなっています。このリスクを軽減するための方法のひとつが「ドルコスト平均法」です。

「一定額の外貨」ではなく、「一定額の円」で外貨を継続購入することで、「外貨が安いときに多く購入し、外貨が高いときには少なく購入する」というメカニズムが働き、為替変動の影響を軽減することが期待できます。



積立利率を毎月更改。金利の変動に対応して積立利率もゆるやかに連動します。

積立利率は、市場動向に沿って、毎月ゆるやかに連動するしくみとなっています。

- 「こだわり個人年金(外貨建)」の積立利率は、市場金利の上昇・下落に対して、ゆるやかに上昇・下落するしくみとなっています。ご契約時の積立利率が保険料払込期間にわたって固定されることはありません。
- 参照 くわしくは、[次ページ](#)をご覧ください。
- 利率が運用開始時に固定される場合、金利の高低のタイミングを見計らって、運用開始の時期を判断することが大切です。「こだわり個人年金(外貨建)」の積立利率は、ご契約日が金利の上昇局面・下落局面のいずれの場合であっても、保険料払込期間中にわたって市場金利の動向の影響を緩和して反映します。

最低保証積立利率が設定されています。

- 「こだわり個人年金(外貨建)」は、積立利率が最低保証積立利率を下回ることはありません。
- 最低保証積立利率は、「米ドル」「豪ドル」とも「年1.5%」です。

「こだわり個人年金(外貨建)」の積立利率の設定方法

積立利率は、市場金利の動向によって毎月更改されます。

- 積立利率は、マニライフ生命が毎月設定する「基準積立利率」にもとづいて設定されます。
- ご契約日における積立利率は、ご契約日における基準積立利率と同じです(積立利率は年1.5%が最低保証されます)。ご契約後の月単位の契約応当日における積立利率は、ご契約日から月単位の契約応当日までの各基準積立利率を平均した利率となります。

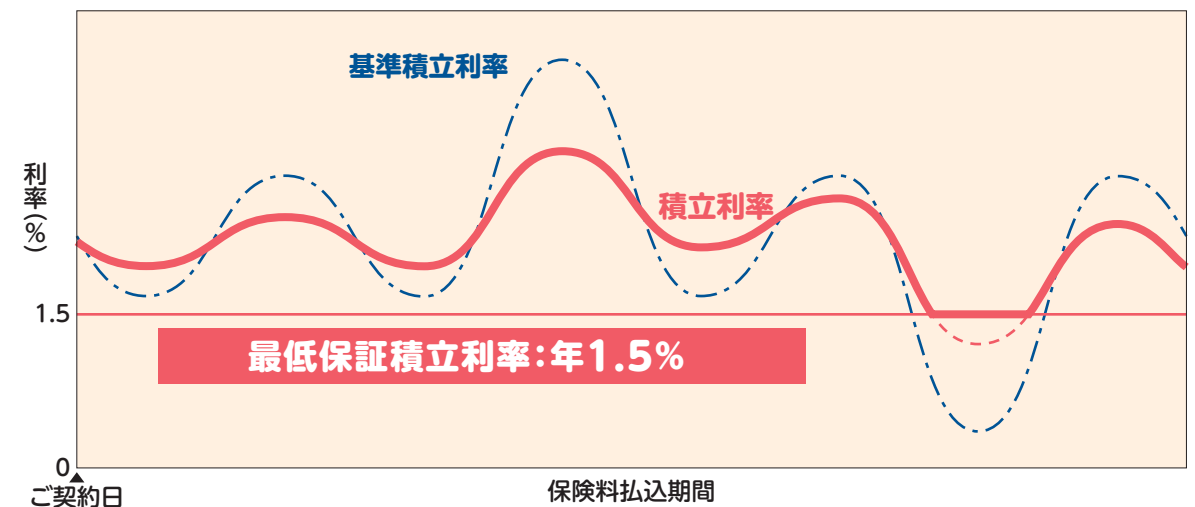
積立利率の設定例

[8月の基準積立利率:2.00% 9月の基準積立利率:2.50% 10月・11月の基準積立利率:3.00%]の場合

ご契約日	各ご契約に適用される毎月の積立利率(ご契約日が左記の場合)			
	8月	9月	10月	11月
8月1日	2.00% (A)	2.25% (A+B)÷2	2.50% (A+B+C)÷3	2.63% (A+B+C+D)÷4
9月1日	—	2.50% (B)	2.75% (B+C)÷2	2.83% (B+C+D)÷3
10月1日	—	—	3.00% (C)	3.00% (C+D)÷2
11月1日	—	—	—	3.00% (D)

※各基準積立利率を平均した積立利率は、小数第3位を四捨五入します。
※ご契約日から120か月超となった場合の積立利率は、当月を含めて直近120か月の基準積立利率の平均とします。

基準積立利率と積立利率の推移イメージ



※図は基準積立利率と積立利率の推移をイメージしたもので、将来の基準積立利率・積立利率の推移を保証・予測するものではありません。

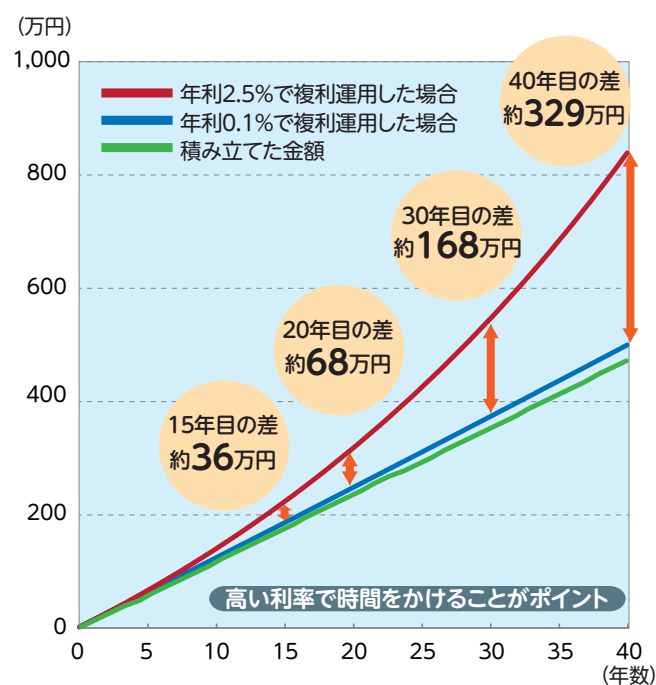
参照 適用される積立利率などは、[マニライフ生命ホームページ](#)でご確認いただけます。

Column お金をふやすポイントは「金利」と「時間」を味方につけることです。

毎月1万円ずつ積み立て、運用した場合の累計額の推移例

お金をふやすために重要なことは、高い利率で運用すること。次に、長期の運用期間を確保することです。つまり「金利と時間を味方につけること」です。そのためにも、高い金利が見込めるマーケットで、できるだけ早く運用をスタートしましょう。

※図は例示目的のシミュレーションであり、将来の運用成果を保証するものではありません。また、税金や取引にかかる手数料などは考慮していません。





ご注意

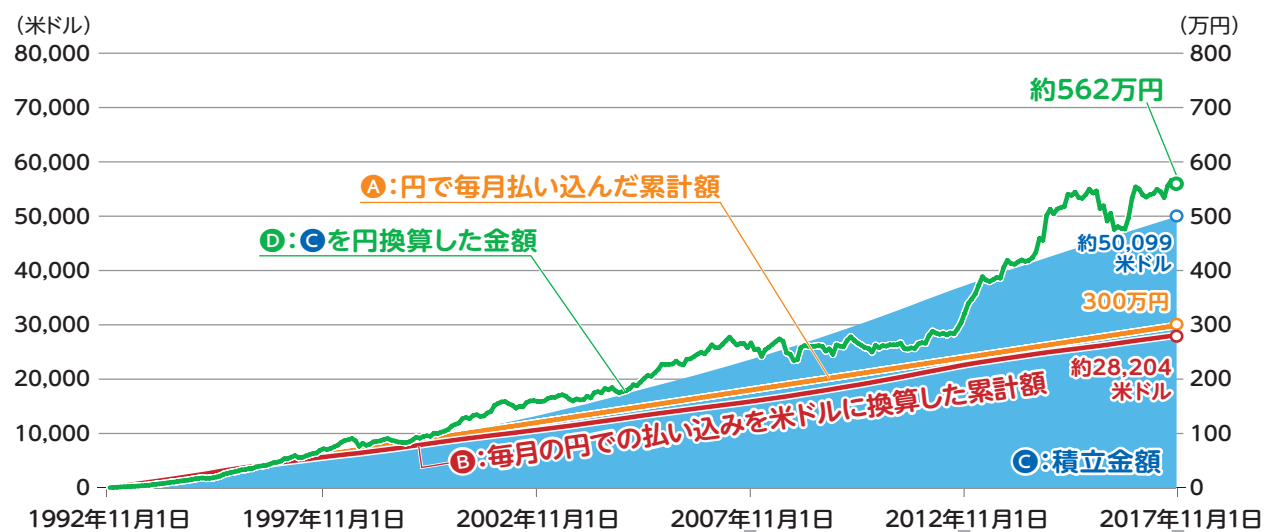
●下記のシミュレーションは、過去25年間の実際の指標金利(月次)および為替相場の数値(月次)をもとに「こだわり個人年金(外貨建)」の商品性にそって運用を行ったと仮定して事後的に検証して作成したものです。

●下記の前提条件および試算方法で実際に運用した場合の運用成果および「こだわり個人年金(外貨建)」の実際の運用成果を保証・予測するものではありません。将来においても同様の数値および推移を示すことを保証・予測するものではありません。

前提条件

性別・年齢	毎月の円での払込額	毎月の円での払込日	運用通貨	シミュレーション期間	積立期間
男性・40歳(積立開始時)	1万円	毎月1日	米ドルまたは豪ドル	1992年11月1日～2017年11月1日	1992年11月1日～2017年10月31日

米ドル

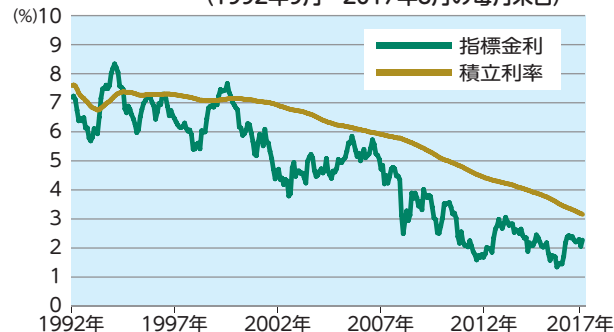


	15年経過時	20年経過時	25年経過時
A: 円で毎月払い込んだ累計額	180万円	240万円	300万円
B: 毎月の円での払い込みを米ドルに換算した累計額	15,891.82米ドル	22,641.47米ドル	28,204.82米ドル
C: 積立金額	23,550.00米ドル	37,221.84米ドル	50,099.29米ドル
積立金(米ドル)の返戻率 (C ÷ B)	148.18%	164.39%	177.62%
D: Cを円換算した金額	2,603,217円	3,056,658円	5,628,154円
積立金(円換算)の返戻率 (D ÷ A)	144.62%	127.36%	187.60%

※金額および返戻率の端数は、小数第3位を切り捨てて表示しています。

図1 米ドルの過去の金利

(1992年9月～2017年8月の毎月末日)



※指標金利とは、「金利スワップレート10年物米ドル＝米ドル買値」です。指標金利をベースに算出した運用のための積立利率です。

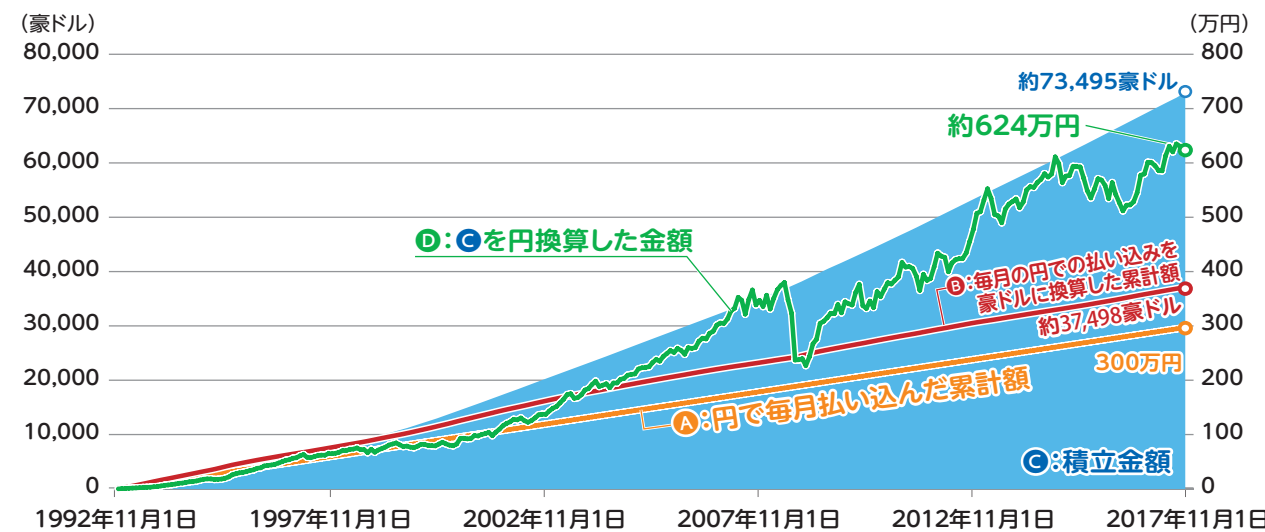
図2 米ドルの為替レートの推移

(1992年10月～2017年9月の毎月末日)



[出典] Bloombergのデータを基にマニュライフ生命が作成

豪ドル

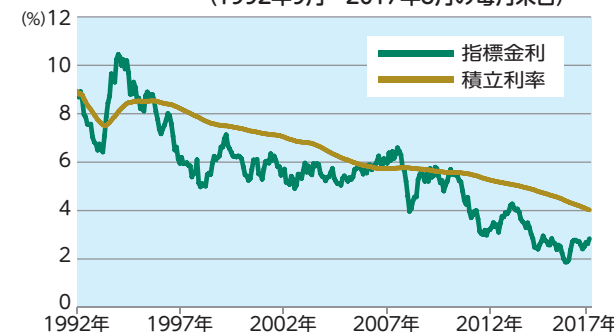


	15年経過時	20年経過時	25年経過時
A: 円で毎月払い込んだ累計額	180万円	240万円	300万円
B: 毎月の円での払い込みを豪ドルに換算した累計額	23,415.82豪ドル	30,789.45豪ドル	37,498.74豪ドル
C: 積立金額	35,224.20豪ドル	53,635.45豪ドル	73,495.87豪ドル
積立金(豪ドル)の返戻率 (C ÷ B)	150.42%	174.20%	195.99%
D: Cを円換算した金額	3,436,121円	4,588,030円	6,248,251円
積立金(円換算)の返戻率 (D ÷ A)	190.89%	191.16%	208.27%

※金額および返戻率の端数は、小数第3位を切り捨てて表示しています。

図3 豪ドルの過去の金利

(1992年9月～2017年8月の毎月末日)



※指標金利とは「残存期間10年のオーストラリア国債の流通利回り」です。指標金利をベースに算出した運用のための積立利率です。

図4 豪ドルの為替レートの推移

(1992年10月～2017年9月の毎月末日)



[出典] Bloombergのデータを基にマニュライフ生命が作成

【試算方法】 A: 円で毎月払い込んだ累計額(円)です。本シミュレーションでは毎月1万円ずつ25年間(300か月)払い込んだと仮定して試算しています。
B: 毎月の円での払込額を毎月の円での払込日に米ドルまたは豪ドルに換算した額の累計金額です。毎月の円から米ドルまたは豪ドルへの換算の際、円での払込日の属する月の前月末の為替相場(米ドルまたは豪ドル/円)のTTM+50銭を為替レートとして適用し算出しています。
C: 積立金額(米ドルまたは豪ドル)は、積立期間中、毎月の円でのお払い込みおよび米ドルまたは豪ドルに換算して積立金に充当する過程で、諸費用(「こだわり個人年金(外貨建)」の保険関係費と同一)がかかったと仮定し、指標金利をベースに算出した運用

のための積立利率を適用して試算しています。本シミュレーションの積立利率には、米ドルは図①、豪ドルは図③の指標金利をベースに算出した運用のための積立利率を適用して試算しています。また、ここでは取引にかかる税金などは考慮していません。
D: Cを各積立年数ごとに毎月1日に円に換算した金額です。米ドルまたは豪ドルから円への換算の際、米ドルのTTM-1銭および豪ドルのTTM-3銭を為替レートとして適用し、算出しています。
※BおよびDの換算に適用した為替レートは、過去の為替相場(米ドル/円または豪ドル/円のTTM)の数値をもとに試算しています。

※TTMとは対顧客用電信売買の仲値です。

柔軟

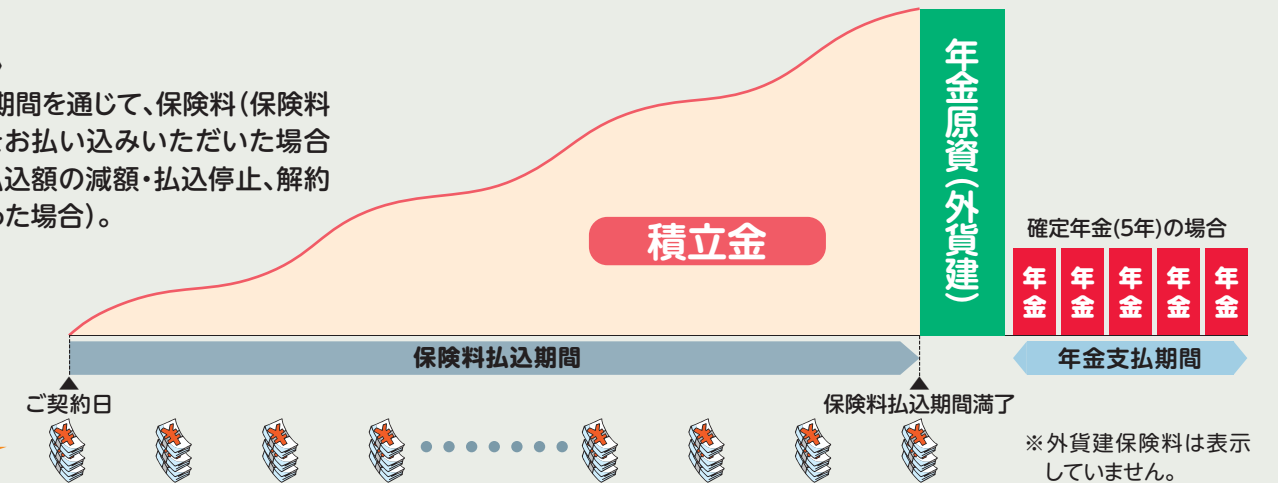
ご契約後も柔軟に対応。相場や家計の状況 に合わせてご契約内容を変更できます。

保険料払込期間中には、為替相場の変動やライフステージの変化、家計の状況変化などさまざまな事態も想定されます。

「こだわり個人年金(外貨建)」では、ご契約後の状況変化に応じて、ご契約内容を変更しながら、無理なくお払い込みのうえ、年金支払開始を迎えられるよう、以下のようなご契約内容変更の選択肢をご用意しています。

〈イメージ図〉

保険料払込期間を通じて、保険料(保険料円払込額)をお払い込みいただいた場合(保険料円払込額の減額・払込停止、解約などがなかった場合)。



A 保険料円払込額の減額

保険料払込期間中に、一定の範囲内で保険料円払込額を減額することができます。



ご注意

- 契約当初の積立金額に保険関係費が大きく反映されるため、早期に減額すると、多くの場合、保険料払込期間満了時点の外貨建の払込保険料総額に対する積立金額の割合は、減額しなかった場合と比較して低くなります。
- 減額した場合、減額しなかった場合と比較して、積立金額・年金原資は少なくなります。
- 増額はお取り扱いできません。減額後、元の保険料円払込額に戻すこともできません。

B 保険料円払込額の払込停止・再開

保険料払込期間中に、保険料円払込額の払込停止や再開ができます。

〔払込停止の条件〕

- ①ご契約日からその日を含めて120か月(10年)を経過していること かつ その期間の保険料円払込額が払い込まれていること
- ②保険料一括払・前納期間中ではないこと

※払込停止しなかった場合と比較して、積立金額・年金原資は少なくなります。

C 保険料払込期間の延長

保険料払込期間を延長し、保険料円払込額を継続して払い込むことで年金原資をさらに大きくすることができます。

〔保険料払込期間の延長の条件〕

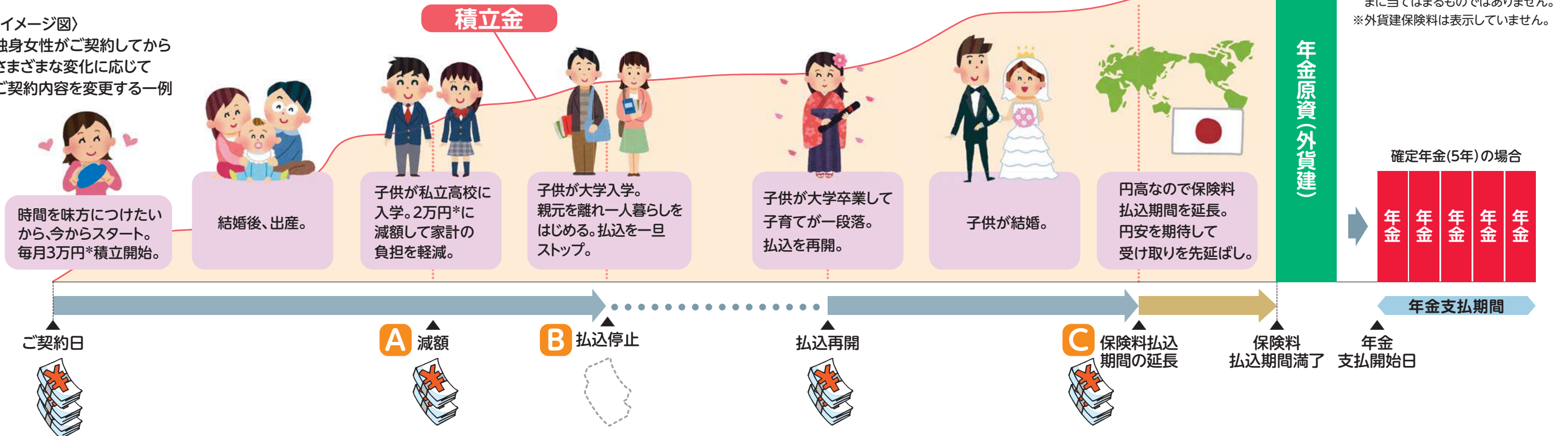
- ①延長期間が1～5年(1年単位)であること
- ②延長後の年金支払開始日における被保険者の年齢が80歳以下であること

〔延長期間中の年金受取の繰り延べ〕

保険料円払込額の払い込みを停止したまま、年金受取を先に延ばすこともできます。

〈イメージ図〉

独身女性のご契約してからさまざまな変化に応じてご契約内容を変更する一例



年金の種類

1 確定年金(5年または10年) 2 保証期間付終身年金(保証期間10年)

- 年金支払開始日前に限り、ご契約時にお選びいただいた年金の種類、年金支払期間を変更することができます。
※「個人年金保険料税制適格特約」を付加した場合、年金の種類などの変更の際、一部制限を受けることがあります。

年金の受取方法

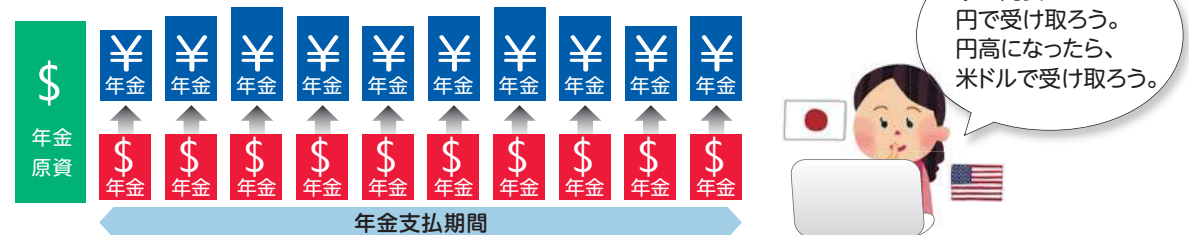
※下図は確定年金(10年)の場合のイメージです。

1 外貨建の年金で受け取る



2 外貨建の年金を毎年円に換算して受け取る(円支払特約C型を付加)

- 円支払特約C型を付加または解約することにより、年金を受け取る通貨(円建、または外貨建)を変更することができます。



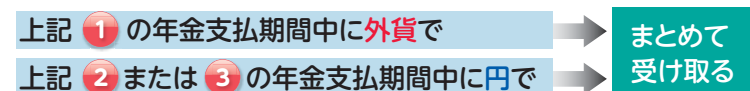
3 年金原資を円に換算して円で年金を受け取る(円建年金移行特約C型を付加)

- 円に換算後は、為替相場の変動(増減)の影響を受けません。
※円建年金への移行後は、外貨建の年金へ戻すことはできません。



4 年金を一括して受け取る

- 年金支払期間中*の将来の年金のお支払いにかえて、年金の一括支払を請求することができます。
*保証期間付終身年金(保証期間10年)の場合は、保証期間中



年金額は、年金支払開始時点の基礎率など(予定利率など)に基づき計算されます。したがって、年金額は年金支払開始日まで確定しません。



この保険にかかる費用は次のとおりです

この保険には、保険関係費がかかります。そのほか、解約時に解約控除、年金支払期間中には年金管理費がかかります。また、外貨のお取り扱いによる費用がかかる場合があります。

■保険関係費

- お払い込みいただいた保険料のうち、その一部は保険契約の締結・維持に係る費用に充てられ、それらを除いた金額が運用されます。また、ご契約後も定期的に保険契約の締結・維持、死亡保障に係る費用などが控除されます。
※保険関係費は、契約年齢・性別などによって異なるため、一律には記載できません。

■解約時にご負担いただく費用

- 解約時に、ご契約日からの経過月数(保険料をお払い込みいただいた月数)に応じて、以下の解約控除をご負担いただきます。

項目	費用	
解約控除	積立金額×36% ×(1-経過月数/120)	解約時に積立金から控除します。

■年金支払期間中にご負担いただく費用

- 年金支払期間中、以下の年金管理費をご負担いただきます。

項目	費用	
年金管理費 (年金支払の管理 にかかる費用)	責任準備金額に0.4%を乗じた金額	年金支払日に責任準備金から控除します。

■外貨のお取り扱いによりご負担いただく費用

- 年金や死亡給付金などを外貨でお受取りの際には、金融機関により手数料(リフティングチャージなど)をご負担いただく場合があります(くわしくは取扱金融機関にご確認ください)。
- 次の場合、下表の為替レートと対顧客電信売買相場の仲値(TTM)*との差額は、為替手数料として通貨交換時にご負担いただきます。

- ①「保険料円入金特約C型」を付加し、保険料円払込額をお払い込みいただく場合
- ②「円支払特約C型」を付加し、年金などを円でお支払いする場合
- ③「円建年金移行特約C型」を付加し、円建年金への移行に際して、年金原資額を円に換算する場合

*対顧客電信売買相場の仲値(TTM)は、マニユライフ生命が指標として指定する金融機関が公示する値とします。

項目	契約通貨	
	米ドル	豪ドル
① 「保険料円入金特約C型」の為替レート	契約通貨のTTM+50銭	
② 「円支払特約C型」の為替レート	契約通貨のTTM-1銭	契約通貨のTTM-3銭
③ 「円建年金移行特約C型」の為替レート	契約通貨のTTM-1銭	契約通貨のTTM-3銭

※2018年4月現在。外貨のお取り扱いによりご負担いただく費用は、将来変更されることがあります。

各種お取り扱い

年金の種類と 年金支払期間	年金の種類		年金支払期間			
	保証期間付終身年金		終身(保証期間10年)			
	確定年金		5年または10年			
保険料払込期間 契約年齢範囲 年金支払開始年齢	保証期間付終身年金			確定年金		
	保険料 払込期間	契約年齢	年金支払 開始年齢	契約年齢	年金支払 開始年齢	
	20年	30～55歳	50～75歳	0～55歳	20～75歳	
	25年	25～50歳		0～50歳	25～75歳	
	30年	20～45歳		0～45歳	30～75歳	
	55歳満了	20～40歳	55歳	20～40歳	55歳	
	60歳満了	20～45歳	60歳	20～45歳	60歳	
	65歳満了	25～50歳	65歳	25～50歳	65歳	
	70歳満了	30～55歳	70歳	30～55歳	70歳	
	75歳満了	35～60歳	75歳	35～60歳	75歳	
保険料円払込額の 範囲、 取扱単位	最低保険料円払込額		最高保険料円払込額		取扱単位	
	10,000円		400,000円 ※マニユライフ生命の保険商品の 加入状況により異なります。		1,000円	
保険料の払込方法 (回数)	月払					
保険料円払込 プラン	月払プラン		毎月、一定額の保険料円払込額をお払い込みいただきます。			
	登録制 一括払	半年払プラン	毎回6か月分ずつ保険料円払込額をお払い込みいただきます。			
		年払プラン	毎回12か月分ずつ保険料円払込額をお払い込みいただきます。			
	一括払プラン		2～12か月分の保険料円払込額をまとめてお払い込みいただきます。			
	※半年払プラン・年払プラン・一括払プランの場合、お払い込みいただいた保険料円払込額をマニユライフ生命がお預かりし、毎月の契約応当日が到来するたびに、外貨建の保険料に換算して充当します。ご解約などにより保険料のお払い込みを要しなくなったとき、まだ充当していない保険料円払込額が残っていた場合には、残額を契約者に払い戻します。					
	前納プラン		2～40年分の保険料円払込額をまとめてお払い込みいただきます。 マニユライフ生命所定の利率で保険料円払込額の割引引きがあります。			
	※月単位の契約応当日が到来するたびに保険料円払込額をもとに外貨建の保険料を計算し充当します。 ※保険料円払込額のお払い込みを要しなくなった場合や保険料前納期間が満了した時に、前納された保険料円払込額の残額があれば払い戻します。 ※年金支払開始日が到来したご契約に前納された保険料円払込額の残額があるときは、年金支払開始日の前日を換算基準日として、その日の所定の為替レートを用いて計算した外貨建の金額を年金原資に充当します。ただし、「円建年金移行特約C型」が付加された場合は、契約通貨への換算を行わずに円のまま年金原資に充当します。					
	 ご注意	「半年払プラン」「年払プラン」「一括払プラン」を 選択された場合の「生命保険料控除」について この商品の保険料の払込方法(回数)は月払のみとなります。このため、「半年払プラン」 「年払プラン」「一括払プラン」のいずれかのプランで保険料をお支払いいただいた 場合は、その年に払込期日の到来した金額をその年に支払った保険料の額とし、その 金額のみが「生命保険料控除」の対象となります。				

保険料の払込方法 (経路)	●口座振替扱 ●クレジットカード扱 ●団体扱	
年金受取人	契約者または被保険者	
告知	告知していただく事項はありません。	
主な特約	米ドル特約C型・ 豪ドル特約C型	●ご契約時に契約通貨として米ドルまたは豪ドルのいずれかを選択するために付加する特約です。年金、死亡給付金などのお支払いは選択された契約通貨で行ないます。
		 ご注意 ●ご契約後に契約通貨を変更することはできません。 ●「米ドル特約C型」と「豪ドル特約C型」を重複して付加することはできません。 ●金融情勢などの影響により、契約通貨によってはお取り扱いを見合わせている場合があります。
	保険料 円入金特約C型	●保険料を円でお払い込みいただける特約です。「保険料円払込額を定める場合の特則」を適用したこの特約が、ご契約時にあらかじめ付加されています。
	円建年金移行 特約C型	 ご注意 ●外貨建の保険料は、換算基準日における為替レートの変動により、保険料円払込額のお払い込みのたびに変動(増減)します。
		●年金支払開始時に、外貨建の年金原資を円に換算して円建年金へ移行することができる特約です。 ●円建の年金額が5万円未満となる場合は、この特約は付加されなかったものとして取り扱います。
	円支払特約C型	 ご注意 ●円建年金への移行後は、外貨建の年金へ戻すことはできません。 ●この特約を付加して円に換算する年金原資額は、この特約の為替レートに応じて、変動(増減)します。
契約者配当金	個人年金保険料 税制適格特約	●外貨建の年金、死亡給付金などを円に換算してお支払いする特約です。
		 ご注意 ●この特約を付加して円に換算してお支払いする年金額は、この特約の為替レートの変動に応じて、年金のお支払いのたびに変動(増減)します。 ●この特約を付加して円に換算してお支払いする死亡給付金額などは、この特約の為替レートの変動に応じて、変動(増減)します。
契約者配当金	個人年金保険料 税制適格特約	●お払い込みいただく保険料(保険料円払込額)が所得税法に定める「個人年金保険料」に該当して、所得控除の適用を受けられます。  参考 くわしくは、P.18をご覧ください。
契約者配当金	配当金はありません。	
クーリング・ オフ制度	●申込日または第1回保険料相当額(初回保険料円払込額相当額)の払込日*のいずれか遅い日からその日を含めて8日以内であれば、書面によるお申し出によりお申し込みの撤回またはご契約の解除ができます。この場合、お払い込みいただいた金額をお返しいたします。 *クレジットカードによるお払い込みの場合は、マニユライフ生命でクレジットカードの有効性などの確認ができた日とします。 ●契約者が法人の場合などは、ご契約のお申し込みの撤回やご契約の解除はできません。	

被保険者が死亡された場合の保障内容

年金支払開始日前

支払内容	支払額	受取人	支払事由
死亡給付金	被保険者が死亡された日の直後に到来する月単位の契約応当日の前日までの経過年月数をもとに計算した次のいずれか大きい額 (1)積立金額 (2)払い込まれた保険料相当額を年0.05%で複利計算して得た金額	死亡給付金受取人	被保険者が年金支払開始日前に死亡されたとき

年金支払開始日以後

年金の種類	支払内容	支払額	受取人	支払事由
保証期間付終身年金	死亡一時金	保証期間の残存期間に対する未払年金の現価	年金受取人*	被保険者が年金支払開始日以後、保証期間中の最後の年金支払日前に死亡されたとき
確定年金		年金支払期間の残存期間に対する未払年金の現価		被保険者が年金支払開始日以後、年金支払期間中の最後の年金支払日前に死亡されたとき

*年金受取人が被保険者の場合で死亡一時金が支払われるときは、その法定相続人(後継年金受取人を指定されている場合は後継年金受取人)となります。

※死亡給付金・死亡一時金の支払事由に該当し、死亡給付金・死亡一時金が支払われた場合、ご契約は消滅します。

参照 くわしくは、「[契約締結前交付書面\(契約概要／注意喚起情報\)](#)」および「[ご契約のしおり／約款](#)」をご覧ください。

解約

- 年金支払開始日前に限り、ご契約を解約して解約返戻金を受け取ることができます。ただし、解約した場合、ご契約は消滅します。
- 解約返戻金額は、積立金額から解約控除を差し引いた金額となります。
- 解約控除は、ご契約日からの経過月数(保険料をお払い込みいただいた月数)*に応じて、下表のとおりです。

項目	費用	
解約控除	$\text{積立金額} \times 36\% \times (1 - \text{経過月数} / 120)$	解約時に積立金から控除します。

*ご契約日からの経過月数(保険料をお払い込みいただいた月数)が120か月以上の場合、解約返戻金額は積立金額と同額となります(解約控除はかかりません)。

- すでに払い込まれた保険料に対応する保険料期間中にご契約を解約された場合でも、保険料の未経過分のお支払いはありません。

「個人年金保険料税制適格特約」を付加すると、「個人年金保険料控除」を活用することができます。



個人年金保険料税制適格特約

個人年金保険料控除とは

- 個人年金保険料控除とは、1年間に個人年金保険の保険料として支払った金額のうち一定額を所得から差し引くことができる制度で、所得税や住民税の負担を軽減する効果があります。

個人年金保険料控除が適用される条件

- 個人年金保険料控除の適用を受けるには以下の条件をすべて満たす必要があります。

- ①年金受取人はご契約者またはその配偶者のいずれかであること
- ②年金受取人は被保険者と同一人であること
- ③保険料払込期間が10年以上であること
- ④確定年金の場合、年金支払開始日における被保険者の年齢が60歳以上かつ年金支払期間が10年以上であること



ご注意

- 上記の条件に反するご契約内容の変更は取り扱いません。
- 契約者の変更により、上記①の条件を満たさなくなった場合には、この特約は消滅し、以後、個人年金保険料控除の対象としては所得控除の適用は受けられません。
- 税務上のお取り扱いについては、2018年1月現在の内容であり、今後、税制の変更などによりお取り扱いが変更となる場合がありますのでご注意ください。また、個別の税務などの詳細については税務署や税理士など、専門家にご確認ください。

- 「個人年金保険料税制適格特約」を付加しない場合、所定の条件を満たすときには、お払い込みいただく保険料は一般生命保険料控除の対象となります。